教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成20年2月18日(月)

開会 13時30分 閉会 14時25分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下譲委員、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長 欠席者 無し

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

学校教育分野総括室長 坪田知広 生涯学習分野総括室長 杉野周二

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

教育改革室長 中谷文弘 教育改革室主幹 梅澤裕

教育支援分野

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

生涯学習分野

生涯学習室長 木平純子 生涯学習室主幹 岸田早苗 生涯学習室主査 杉谷尚樹 スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

5 議案件名及び採決の結果

件 名

審議結果

議案第79号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則案

原案可決

6 報告題件名

件 名

報告 1 「第2次三重県生涯学習振興基本計画」~みえまなび絆プラン~(最終案)について

報告2 伊賀流忍者博物館の博物館登録について

報告3 平成19年度三重県優秀選手・指導者表彰について

報告4 県立高等学校再編活性化第三次実施計画(案)について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成19年2月7日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告題4が意思形成過程の為、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第79号を審議し、報告題1から3を報告したのち、非公開の報告題4を報告することを確認する。

· 審議内容

議案第79号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案(公開) (福利・給与室長説明)

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10項の規 定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページが改正案、2ページが要綱です。改正内容の(1)ですが、より円滑に給与事務を行う為、昇給日をこれまでの1月から4月に改めるものです。具体的には4ページをご覧ください。表の下が現行、上が改正案です。現行では、32条で昇給日を毎年1月1日に規定していますが、毎年4月1日にする改正です。

3ページをご覧ください。規定の整備です。関係条文は第10条と第19条です。第10条で見ていただきますと、下の現行規定である第10条第1項第1号と第2号を合わせ、上の欄のように1号にまとめるという改正です。これは知事部局と規定を合わせるための改正です。第19条も第10条と同じで、どちらも教頭や校長等になったら給料表の何級になるのかということの手続きを定めているものです。第19条は一般的な場合、第10条は人事交流の場合を定めています。

どちらの規定も主旨が同じで、改正の仕方も同じですが、第10条の方が引用は少なく分かり易いので、第10条でご説明をさせていただきます。1号のイを見ていただきますと、先ほど申しましたように、高校の教頭なら給料表の三級、校長なら四級にしますというための規定です。次に例えば2号の口を見ていただきますと、課長級の事務長になった場合は、行政職給料表の六級にするという規定です。1号と2号との手続きの違いを見ていただきますと、1号は、次に掲げる職務の級にあって、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していること、と書かれています。2号であれば、その都度県委員会が人事委員会と協議した基準に則って級を決定するということで、2号では、その都度人事委員会と協議して級を決定するという違いがあります。つまり、あらかじめと、その都度という違いがございます。しかし、先ほど説明させていただきましたように、2号の口のように、課長級の事務長なら六級に決定するということは、現在その都度協議するまでもないほどの運用基準として、つまり1号でいう、あらかじめ人事委員会と協議した基準に則った運用として扱えるほど定着した基準となっています。そうなりますと、2号と1号を区別して規定していく意味が薄れてきていますので、今回、上段の改正案のように、2号を1号に統合しようとするものです。これは結果的には、知事部局と規定が同じになるということです。

もう一つは、4ページ別表第3の中ほど、表の中にアンダーラインが引かれている第85条ただし書きというところをご覧ください。現行の下の方では、第53条ただし書きとなっていますが、この部分の学校教育法改正に伴う条ずれです。申し訳ございませんが、これは本来、年末12月26日の教育委員会の時にお諮りするべきところでしたが、改正漏れを起こしていましたので、今回提案をさせていただきました。以上です。

【質疑】

委員長

第79号はいかがでしょうか。1月1日だった昇給が、4月1日になるということは、調整などはどうするのですか。

福利・給与室長

この1月には昇給は終わっていますが、4月に昇給を行うということになりますと、1月1日から4月1日まで3ヶ月間経過しています。通常は1月1日なら4号上がるような人でしたら、12か月分の3か月経過になりますので、4分の1になり1号アップということになります。

委員長

他はよろしいですか。

【採決】

報告1 第2次三重県生涯学習振興基本計画~みえまなび絆プラン~(最終案)について(公開)

(生涯学習室長説明)

「第2次三重県生涯学習振興基本計画」~みえまなび絆プラン~(最終案)について、別紙のとおり報告する。

1ページをご覧ください。第2次三重県生涯学習振興基本計画案につきましては、昨年度、平成18年度に教育振興ビジョン、スポーツ振興計画とともに策定に向けて作業を進めていました。教育振興ビジョン、スポーツ振興計画は平成19年6月に既に策定されていますが、生涯学習振興基本計画については、ちょうどその時期に生涯学習も視野に入れた、文化振興方針の検討が始まったということから計画のとりまとめを延期していました。今回、文化振興方針との整合性も図った上で策定したいと思います。

1番の策定の趣旨は、これまでの説明どおりで、これまでの成果を継承・発展させるとともに、総合的な 取組を推進するための行動指針として策定することとしています。次に2番の作成の経緯です。少し説明が 重複しますが、平成18年11月に三重県生涯学習審議会から、「第2次三重県生涯学習振興基本計画」の あり方についての答申を受け、素案を作成しました。そして、12月に教育委員会定例会に素案を報告いた しております。続いて県議会教育警察常任委員会に素案を報告し、パブリックコメントも実施しました。平 成19年2月の教育委員会定例会でパブリックコメントの内容を報告し、同じく3月に県議会教育警察常任 委員会に、パブリックコメントの内容を報告しています。

その後、基本計画を作成しましたが、生活部において生涯学習の考え方を含む、仮称三重の文化振興方針の検討が始まりました。生涯学習の考え方を視野に入れるということで、その方向性を見極める必要がありましたので、最終案の取りまとめを延期していました。本年2月4日に文化審議会から三重の文化振興方針の答申が出されましたので、それとの整合性を図り一部修正の上、最終案を取りまとめました。本日提出しましたのは、修正した案です。本日の教育委員会定例会で、そしてまた3月の県議会教育警察常任委員会で、それぞれご意見をいただいた上で、3月末に策定したいと考えています。

2ページをご覧ください。計画の期間ですが、しあわせプランに合わせ1年短くなりましたが、平成20年度から22年度としたいと思います。

4番の第2次基本計画素案の構成ですが、基本的には修正前と同じです。(1)基本目標「学びあうみえの絆づくり」としています。基本目標の5行目にありますように、文化振興施策と連携を取りながら本県の生涯学習を推進します、といった旨の記述を行っています。

主な修正点につきまして、3ページ、4ページにまとめてあります。基本計画最終案の1ページをご覧いただきたいと思います。1ページの中ほど、下線が引いてあるところに策定の趣旨があります。文化振興と生涯学習を一体化し、総合的かつ効果的に進めていくことが重要であるとの答申を受けたことを踏まえ、本計画を策定する旨の記述を考えています。

次に2ページの下線部分ですが、「文化力」と「新しい時代の公」の順番を、「文化力」を政策のベースに、「新しい時代の公」を仕事の進め方のベースにと、現在の順番にさせていただきました。あと、「文化力」、「三重の文化振興方針」との整合性をはかっている旨の記述をさせていただきました。

次の3ページをご覧ください。「文化力」と「新しい時代の公」の説明となっていますが、公表されている説明が若干変わってきていますので、現在の説明内容に合わせたものに修正をしています。

4ページ、「生涯学習の考え方と三重県の生涯学習社会の実現に向けて」ですが、生涯学習社会の実現の 取組が文化振興の基礎となるよう文化振興施策と連携を図り、生涯学習施策を進めるべく旨の記述を加えて います。

次に8ページです。生涯学習の文化施設の充実「学びあう場づくり」のところですが、これまでは生涯学 習施設としていました博物館、図書館等を文化振興方針では、生涯学習・文化施設と位置付けています。そ れで文化施設としての視点からも機能の充実強化を図っていく意味で記述の変更をしました。

次に13ページです。本計画の重点目標のうち、生涯学習環境の整備については、文化振興拠点としても 視野に入れて取組む為の記述を加えております。

次に16ページ中ほどからの生涯学習環境の整備では、県立生涯学習施設を県立生涯学習文化施設と表記を変更しますと共に、文化審議会から新博物館について早急な整備が必要との答申がありましたので今後検討を進めていく旨の記述を加えています。

47ページをご覧下さい。冒頭のところの「学びあう場づくり」です。これにつきましては、前述の重点 目標での学びあう場作りところでの記述に文言を合わせて修正をさせて頂いています。すなわち生涯学習社 会の実現に向けて文化振興施策と連携を図り、生涯学習施策を進める旨の記述とさせて頂いています。 次に48ページをご覧下さい。こちらにつきましては、三重県立博物館の部分です。こちらでは平成19年10月に展示室を閉鎖したことにより、展示、教育・普及活動が十分に行えない状況である旨の記述を加え、本県の文化と知的探求の基点として新博物館について検討を進める旨の記述を加えました。

次に49ページです。同じく施設の図書館についてです。県民の課題解決や自己実現を支援する機能が求められており、これまでの図書館の機能に加えまして、レファレンス・サービスを充実させるなどして、平成19年度からは、知識と情報の拠点となる新しい図書館づくりの取組を積極的に進めていくことや、今後も様々な取組を進めていく旨の記述を加えています。

50ページをご覧頂きたいと思います。三重県文化会館についてですが、項目を追加しています。本計画では、これまで生涯学習施設しか触れていませんでしたが、今回、生涯学習文化施設として新たに位置付けていることから、従来の文化施設である三重県文化会館についての記述もこちらに加えたものです。以上で主な修正箇所の説明は終わらせて頂きますが、この案につきましては、答申との整合を図っています。現在、生活部ではこの答申を受けて文化振興方針としての作業を進めていますので、今後こちらの方も文化振興方針との整合も図り、必要な調整箇所が出てくれば修正を加え策定したいと考えています。以上です。

【質疑】

委員長

報告1についていかがでしょうか。

竹下委員

この第2次三重県生涯学習振興基本計画というのは、教育委員会から出すのですよね。生活部が出すのではないですね。そうなってくると、新博物館は生活部に移管したわけですから、教育委員会としては、注文をつけるとか、教育委員会としての意見を提言するということはあるでしょうが、博物館について主体的に検討するということはないですよね。そうなると、この記述の仕方がこれは教育委員会がやりますよという形での表現になっていますが、その辺はどうなのかなというのが1つ。それから、16ページもそうですし、48ページ、50ページでリーディングホールとありますが、リーディングホールとは何なのですか。三重県文化会館を今後リーディングホールとして、と書いてありますが、非常に唐突に言葉が出てきます。意味があまり分からない。多分審議会では、いろいろこういうものを解説した上で使っているのだと思いますが、普通、リーディングホールはあまり通じないのではないかと思いますよね。この2点です。

生涯学習室長

博物館については、仰られたように、これから連携を行っていきますし社会教育施設ですので、そういう点での意見は述べていくことになるかと思います。主体的に生活部が博物館について取り組んでいくというところで、教育委員会が取り組む姿勢を書くことについての質問かと思いますが、生涯学習振興基本計画の中の施策は多岐に渡っていまして、生活部だけではなく環境森林部、県土整備部など、いろいろな部局に渡っている内容の施策が書いてあるものです。従いまして、教育委員会が、この中のことを全て進めていくという内容で作ってあるのではなく、三重県が全庁的に生涯学習をどのように進めていくかを書いてありますので、そのようにご理解を頂けたらと思います。

竹下委員

今まで私が理解していたのは、他の部局に関連することでも、教育委員会としてはこういうことをしますよという意味で主体的に積極的に書いているというように読みとっていたのです。この博物館では、審議会の答申があたかも三重県教育委員会の方であって、そして、それを受けて教育委員会が検討するというような趣旨にとれますので、主体が生活部であるけれども、というような趣旨の説明が必要ではないのですか。生活部と連携して教育委員会としても従来の行きがかり上、提言をしていくということになるのではないですか。

生涯学習室長

9ページをご覧頂きますと、施策の体系になっているわけですが、健康づくり、生涯スポーツ、食育、人権、福祉活動、男女共同参画、国際議会、障がい者の為の交通安全、科学技術などいろいろ施策があり、各部局と共に生涯学習をどのように進めていくかというところで各部局にも照会をかけ、各部局で進める生涯学習についても盛り込ませて頂いています。生活部が進める生涯学習環境、今度、名前は生涯学習環境ではなく文化も入りますが、そういったことは生活部で進めていくというように全て網羅しているという意味でこの計画は構成されています。

竹下委員

教育委員会の名前で県民に発表するわけですよね。三重県という形で発表して、その中の教育委員会の事項という形で書く場合は、三重県全体のことですからいいのでしょう。しかしこれは三重県教育委員会が主体になっています。他の協力をもらい、そして他のところが責任を持ってやってくれるという大前提なのでしょうか。手伝うことはある程度認められるでしょうが、教育委員会が責任を負えることをやっぱり正面に

掲げるべきと私は思います。博物館は移管して、今は知事の目玉としてやろうとしているわけです。教育委員会は行政委員会で、教育委員会と知事というのは違う存在、内部部局ではなく別の機関ですから、知事の業務をあるいは知事の責任のある事柄をこういう形で取り出すというのはちょっとまずいような気がします。

生涯学習分野総括室長

生涯学習全体の取りまとめは教育委員会が行うわけです。同じような状態がスポーツ振興計画でもありまして、障がい者スポーツもどこがやるのではなく県としてやる、このような表現になっていて、計画策定の主体が教育委員会であっても中の事業についてはいろいろなところでやって頂く部分があるわけです。計画は、基本的には一人称的に書いてありますが、県全体の生涯学習の施策について教育委員会が取りまとめて公表するスキルだと考えています。

竹下委員

それでいいのかなという気がしますね。

教育長

生涯学習の企画部門、総合調整の部門を知事部局へ移したというのは、教育委員会が生涯学習という非常に大きな窓口を全て掌握、調整してやっていくにはどうしても限界がある、馴染まないということです。実際この計画には、生涯学習を移したというその矛盾点が入っているのですね。ご指摘は仰るとおりです。例えば三重県と三重県教育委員会の併記にするとか、そういう方法もあるのですけどね。

竹下委員

知事が新博物館に対しては、選挙の時から大々的に打ち出していて、知事の大きな目玉の 1 つになっていますよね。懸念するのは、それを教育委員会が主体的にやるんだと書かれていることです。

教育長

上へ三重県というのを付け加えたらどうなの。それならいい。ましてや竹下委員が言われたような部分も 非常に分かりやすい。移管する過渡期の報告書ですし、博物館の問題もあり、三重県と併記してはどうです か。

生涯学習室長

生活部と調整して併記するという形で検討させて下さい。それから50ページのリーディングホールですが、県の文化会館は非常に立派な施設ですし、内容も非常に評価が高いというところで、県内の文化会館をリードしていくという意味でリーディングホールを使っていると思いますが、このまま残すのであれば注釈をつけるか、他の引用に変えることも含めまして生活部と調整をさせて頂きたいと思います。

委員長

今の2つはよろしいですね。他にありますか。小さいことですが、53ページに参考文献がありますね。 参考文献の場合は、いつ発行されたとか書くと思いますが。

生涯学習室長

あとで調べさせて頂きます。

竹下委員

参考文献はひとつだけなのですね。おそらくいろいろな本に出ているのでしょうから、しいてこれだけあ げる必要はないと思いますが。

生涯学習室長

注釈にこちらを使わせて頂いています。

井村委員

注釈のところで名前を書いてないのですか。

生涯学習室長

参考文献の中から書かせて頂いています。

竹下委員

この本文の中に入れ込むわけにいかないのですか。参考文献というのは、参考に使ったものをあげるわけですから1冊だけというのはおかしいですけれどね。

生涯学習室長

本文では使っていません。

竹下委員

本文の注釈のところでは、この名前を挙げてないのですか。

生涯学習室長

はい。しいていうなら答申を使わせて頂いています。

竹下委員

逆に、注釈に使っているのなら、参考文献というのはちょっとまずいですね。

生涯学習分野総括室長

もう少し検討させてください。

委員長

他にありませんか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 伊賀流忍者博物館の博物館登録について(公開)

(生涯学習室長説明)

確認しています。

伊賀流忍者博物館の博物館登録について、別紙のとおり報告する。

1ページをご覧ください。博物館法第10条の規定により、次のとおり博物館として登録します。登録年月日、平成20年2月18日。登記番号、三重県第18号。設置者の名称、社団法人 伊賀上野観光協会。種別、歴史。名称、伊賀流忍者博物館。所在地、三重県伊賀市上野丸之内117番地13の1です。

3ページをご覧頂きたいと思います。博物館法と三重県博物館登録規則の抜粋になっています。まず、博物館法の第12条、1行目と2行目です。登録の申請があった場合においては、要件を備えているかどうかを審査することとなっています。それを受けまして、三重県博物館登録規則の第2条におきまして、審査にあたっては、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならないとなっています。伊賀流忍者博物館に関しましては、平成19年9月1日付で申請がありまして、10月18日に実地調査を行っています。その際、2点ほど改善を指示しています。去る2月4日付で改善報告を受けましてこれを

2ページにつきましては、審査基準とそれに対する伊賀流忍者博物館の内容です。審査項目の中に、博物館の目的を達成するために必要な博物館資料があること、また館長、学芸員そういう職員がいること。また開館日数につきましても1年を通じて150日以上開館することなどありまして、それらの項目について審査した結果は、いずれも適合でした。また、調査時に指示した改善項目につきましても改善報告を受けて確認もしています。その改善項目自体は、直接審査項目ではなかったのですが、これも改善されていることから今回、登録博物館として登録を行いたいと思います。以上です。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

竹下委員

場所ですが、忍者屋敷の近くの博物館ですか。お城のすぐ傍のところですね。

生涯学習室長

上野城の一角にあります。忍者屋敷はじめ3つの館があったと思いますが、それらを1つの博物館として、 今回登録するものです。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告3 平成19年度三重県優秀選手・指導者表彰について(公開)

(スポーツ振興室長説明)

平成19年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

この件につきましては、今年度3度目の報告になります。最初は、12月の定例会で三重県優秀選手・指導者として84名を、1月の定例会においては、県立の津工業高等学校のサッカー部の選手及び指導者26名の表彰について報告をさせて頂きました。三重県優秀選手・指導者表彰要領に基づきまして1月7日実施の表彰式以降に行われました全国大会で好成績を収めた場合は随時、校長の方から推薦を頂いて表彰するということになっており、この度3回目の表彰という運びになりました。

1ページをご覧下さい。表彰趣旨・表彰の該当の大会については変わりません。3番の被表彰者ですが、

今回は第63回国民体育大会冬季大会、スケート競技、少年男子ショートトラック500mにおきまして、 県立名張桔梗丘高等学校の三好勇登さんが3位入賞という素晴らしい成績をあげられましたのでその栄誉 を称え表彰をしました。

表彰式についてですが、新聞報道等でご承知の通り、表彰式は2月13日水曜日に名張桔梗丘高校へ教育委員会事務局から4名で訪問をいたしまして、大会の報告を受けた後に生涯学習分野総括室長から表彰をして頂きました。以上で報告を終わります。

【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。三重県ではどこにスケート場があるのですか。

スポーツ振興室長

今は無いですから、彼の場合、大阪へ練習に通っています。彼は大学に進学しますが、その大学の指導者 に指導を受けています。

委員長

他はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

委員長

ここから審議は秘密会となります。

報告4 県立高等学校再編活性化第三次実施計画(案)について(非公開)

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。